

岩手県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成27年6月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成27年6月19日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|--------------|--------|----------|------------------|
| 佐藤なおみと未来を語る会 | 佐藤 奈保美 | 菅原 喜哉 | 一関市東山町長坂字町15番地 |
| 佐々木洋平すみれの会 | 佐々木 政聡 | 千條 次男 | 一関市花泉町油島字上柏木39番地 |